

平成20年7月15日

社会保障審議会障害者部会
部会長 潮谷 義子 様

社団法人全国脊髄損傷者連合会
副理事長 大濱 眞

障害者自立支援法の見直しに関する見解

1. 地域間格差の是正のために

あるため負債の多い小規模市町村では、25%の負担でも財政的に厳しい現状、基金等別途の会計で必要なルールに則った負担の在り方も検討する必要がある。

2. 利用者負担について

- (1) 自立支援法のサービスを複合的に利用した場合、それぞれ負担があるが、利用者負担の上限額は一般分を限度額とすること。（特に、補装具給付の場合に、一般上限（37200円）の障害者にとって負担が大きすぎる。）
- (2) 一般上限の月額についての軽減措置が必要。

3. 付帯決議にある、所得保障の在り方 障害基礎年金の増額が必要。

4. 障害の範囲について 難病等も含め、見直しが必要。

5. 地域生活支援事業について 移動支援等、一部を個別給付にすること

6. グループホーム・ケアホームについて 身体障害者の場合、その障害の程度によってグループホーム・ケアホームが現行の人員配置では無理であることを考慮し、安易に地域移行の一手段として位置づけることがないように。

7. 国庫負担基準の区分間合算の継続を（別途資料参照）

平成20年7月15日

社会保障審議会障害者部会
部会長 潮谷 義子 様

社団法人全国脊髄損傷者連合会
副理事長 大濱 眞

重度障害者の地域生活を支援できるサービスへ

1. 重度頸髄損傷者のXさん

Xさんは、もともとB県B市（人口10万人）に在住。3年前、高校の柔道部の練習中に脊髄を損傷（※1）。B市内の病院に搬送され、C県の脊損センター、D県の労災病院へと転院し、頸髄損傷の専門的な治療とリハビリテーションを受ける。

Xさんは、頸髄（C1）を損傷したため、首から下が動かなくなって常時介護を必要とする状態となった。また、自発呼吸が困難であったため一時的に気管を切開し、現在も人工呼吸器を利用している。

（※1）脊髄損傷

脊椎の中を通る中枢神経である脊髄が損傷することによって生じる運動機能障害・感覚機能障害のこと。首に近い部位を損傷するほど麻痺も重度になる。頸髄を損傷した場合は特に頸髄損傷と呼ぶ。現在、日本には約10万人の脊髄損傷者が暮らしていて、毎年5000人が新たに脊髄を損傷する。受傷原因は「交通事故」が最多。

2. 家族介護＋ホームヘルプで24時間介護が必要

受傷から3年で労災病院を退院することになり、在宅生活への準備を開始した。特にXさんは24時間介護を必要とする状態であり、さらに人工呼吸器の管理なども必要となる。これらをすべて家族介護で賄うと大きな負担となってしまいうため、障害者自立支援法に基づく重度訪問介護（連続長時間型のホームヘルプサービス）を利用することを考えていた。

3. B市には適切なサービス事業所がない

wam netによると、B市内に所在する重度訪問介護の指定事業所は10軒、B市をサービス提供地域としている市外の事業所は5軒。ただし、このうち深夜派遣にも対応できる事業所は2軒。そこで15軒の事業所にサービス利用を申し込んだものの、すべての事業所から断られてしまった。

- この15軒の事業所は、いずれも介護保険の訪問介護事業所が併設する事業所であり、短時間・高単価のサービスを前提に人員体制を組んでいるため、連続長時間・低単価の重度訪問介護に対応できない。
- さらに、人工呼吸器を利用する等、Xさんの介護にはかなり高度な介護技術を要するため、事業所が敬遠してしまう。

⇒ 重度訪問介護の報酬が低単価で基盤整備が出来ない。

4. B市が必要なサービス時間数を支給決定できない

また、事業所探しと並行して、B市役所に重度訪問介護の支給を申請した。Xさんの場合、日中は家族介護が不可能であるため、1日12時間の支給量を申請した。

自立支援法は、障害者が自立した日常生活を営むのに必要な給付を行うことを市町村に求めている（第2条第1項第1号）が、B市役所は1日6時間の重度訪問介護しか支給決定しなかった。B市はホームヘルプ給付費が国庫負担基準を超過しているわけではないが、25%分の財政負担が押し掛かってしまう。このため、1日24時間の介護が必要な重度障害者であっても、国庫負担基準額29万5900円が事実上の支給上限に転化してしまっている。

国庫負担基準額29万5900円÷報酬単価1665円÷31日 ≒ 5.73時間/日

⇒ 国庫負担金が上限。

5. やむなく東京へ

このように、B市では①サービス提供基盤と②支給決定時間数の両方の問題が解決できなかった。これに加えて、Xさんは大学進学を希望している。よって、近い将来の進学を考慮すると、大学が所在する東京もしくは京都への退院しか選択肢がなくなってしまった。このうち、京都でも①サービス提供基盤の問題で、サービス提供を引き受けてくれる事業所が見つからなかった。よって、東京へ退院することになった。

まず、労災病院から東京都D市のE病院へ転院し、在宅移行後のヘルパー派遣をD市内のヘルパー事業所Fに依頼し、E病院の医療スタッフの指導で事業所Fのヘルパーに呼吸器管理や介護技術を研修し、D市内への地域移行の準備を進めた。

⇒ 本来住んでいた地域から他の地域に移住した際は、本来地域の都道府県・市町村が何らかの負担をすべきである。

6. ひとり暮らしを支えるサービス量

現在、Xさんは、ホームヘルプ（重度訪問介護）を利用しながら、母親と2人で東京都D市のアパートで暮らし、父親はXさんの弟たちと一緒に実家に残った。

しかし、母親が脊椎ヘルニアを患い、父親が実家を離れて単身赴任することになったことから、母親はB市の実家に戻り、XさんはD市でひとり暮らしせざるを得ない状況となった。しかし、現在D市役所が支給決定しているヘルパー支給時間数（1日17時間）ではXさんの生活を支えきれないことから、支給時間数の変更をD市役所と協議中。協議の際、D市役所から2度とこのような人をD市に移住するよなアドバイスはしないで下さいと言われる。

⇒ 国庫負担金が上限を超過した場合、市町村単独予算となりその負担は、市町村財政を逼迫させる要因となる。

⇒ （重度）障害者は「（憲法22条に言う）居住の選択の自由」がない、公然と差別される起因となるため、これは国の問題である。（市町村単独上乗せ部分は全額国が負担すべき。）

平成20年6月30日

社会保障審議会障害者部会
部会長 潮谷 義子 様

社団法人全国脊髄損傷者連合会
副理事長 大濱 眞

地域生活を支えるための事業体系について

1. 支給決定を受けてもサービスが利用できない

- 重度訪問介護**の介護報酬（≒1665円/h）が安すぎて、
 - ・利用者が、**支給決定を受けてもサービスを利用できない**
 - ・事業者の経営が逼迫していて、**事業を維持できない**などの問題が生じている。

⇒介護報酬を**介護保険の生活援助なみに引き上げる**ことが必要。

2. 必要な量のホームヘルプサービスが正しく支給決定されない

- 厚生労働省が再三にわたって自治体に注意喚起をしているにもかかわらず、**財政的な制約から、必要な量のホームヘルプサービスが正しく支給決定されていない。**

⇒25%分が負担できない市町村を念頭に置いて、居住地特例や財政調整など、費用負担の仕組みを工夫する必要がある。

⇒国庫負担基準を超過する市町村を念頭に置いて、**国庫負担基準額の引き上げ、もしくは給付費全額を国庫負担の対象とする**必要がある。

3. ケアホームの対象範囲の拡大について

- 小規模なケアホームで対応可能な全身性障害者は、常時マンツーマンの介護を必要としない軽度者に限られる。**
- にもかかわらず、ケアホームの対象範囲を身体障害者にも拡大すれば、**1日6.0時間以上のホームヘルプを必要とする身体障害者はケアホーム+日中活動系サービスしか支給決定されなくなってしまう。**

⇒**ケアホームの対象範囲の拡大には慎重な検討**が不可欠。

⇒仮に身体障害者へ対象範囲を拡大するのであれば、**障害程度区分1～3に限定**するといった制度的な措置が不可欠。

⇒ケアホーム等への入居を強要されることなく、**地域生活に必要なサービスが受けられることを明示**する必要がある。

障害者自立支援法

(市町村等の責務)

第2条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 **障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。第四十二条第一項において同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。**
 - 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。
- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- 一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
 - 三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - 四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。